

第13回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

パーソルホールディングス株式会社

連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.persol-group.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 135社
- ・主要な連結子会社の名称
パーソルテンプスタッフ(株)
パーソルキャリア(株)
パーソルプロフェッショナルアウトソーシング(株)
パーソルイノベーション(株)
PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 9社
- ・主要な関連会社の名称
(株)イー・スタッフィング
(株)ベネッセイーキャリア
Atlas Programmed Marine Holdings Pty Limited

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

(株)ビーナス・テクノロジーズ

天仕創人材諮詢（上海）有限公司

（持分法の適用範囲から除いた理由）

上記の関連会社2社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

以下の主要な連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から、連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブの評価基準及び評価方法

- デリバティブ……………時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産……………定額法を採用しております。
（リース資産を除く）
- ・無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、商標権については主として20年、海外連結子会社において耐用年数が確定できないものについては非償却としております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（2～5年）で償却しております。
- ・リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- ・使用権資産……………定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ・賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ・役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- ・株式給付引当金……………株式交付規程に基づく当社及び当社グループ子会社の従業員への当社株式の交付に備えるため、連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ・役員株式給付引当金……………株式交付規程に基づく当社及び当社グループ子会社の取締役及び当社執行役員への当社株式の交付に備えるため、連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- i) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準及び期間定額基準によっております。
 - ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度に一括費用処理してあります。
 - iii) 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用してあります。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- i) 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利通貨スワップについては一体処理(特例処理、振当処理)によっております。
 - ii) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a. ヘッジ手段……………金利通貨スワップ
ヘッジ対象……………長期借入金
 - b. ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建予定取引
 - iii) ヘッジ方針
借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを低減することを目的として金利通貨スワップ取引を行っております。外貨建予定取引については、対象となる取引に関する外貨ベースでの予定取引額に対して為替予約を行っております。短期的な売買差益の獲得や、投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。
 - iv) ヘッジ有効性評価の方法
借入金については、リスク管理方針に従って、金利通貨スワップを一体処理しているため有効性の評価を省略しております。外貨建予定取引の為替リスクヘッジについては、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の評価を省略しております。
- ⑥ のれんの償却に関する事項
- のれんの償却については、5～20年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。
- ⑦ 消費税等の会計処理
- 税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

Programmed Maintenance Services Limited社のMaintenance事業及びStaffing事業に係るのれん等の評価

(1) 連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	Maintenance事業	Staffing事業	計
のれん	23,525	2,474	26,000
商標権	3,116	3,428	6,544
その他無形固定資産	5,343	1,968	7,311
計	31,985	7,871	39,856

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

Programmed Maintenance Services Limited (以下、Programmed社という)社は主にMaintenance事業及びStaffing事業を営んでおり、保有するのれんを含む無形固定資産(以下、のれん等)は、資金生成単位グループである各事業に配分しております。Programmed社は国際財務報告基準(IFRS)を適用していることから、のれん等の評価について、減損の兆候の有無にかかわらず年に一度、又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。

減損テストにおいて参照する各事業の回収可能価額は、同社経営陣により承認された翌連結会計年度の予算及びその後4ヶ年の業績予測を基礎とする使用価値に基づき算定しており、これを超える期間におけるキャッシュ・フローについては、当連結会計年度においてMaintenance事業については2.5%、Staffing事業については2.0%を継続成長率として設定しております。

使用価値の算定に使用した税引前割引率は加重平均資本コストに基づいて算定しており、当連結会計年度においてはMaintenance事業については10.3%、Staffing事業については12.2%であります。

当該のれん等が配分された各事業の使用価値は帳簿価額を上回っていますが、使用価値の算定に用いた継続成長率が一定程度下落又は税引前割引率が一定程度上昇した場合、のれん等の減損損失が認識される可能性があります。

4. 追加情報に関する注記

(1) 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度の期首から連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(3) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 感染拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症(以下、本感染症)の拡大により、グローバルな景気や企業の活動及び採用動向にも大きな影響が生じておりますが、当社グループに関しても、国内事業及び海外事業ともに、人材派遣事業、人材紹介事業を中心に影響を受けております。

本感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等におきましては、2022年3月期の一定期間にわたって当該影響が継続すると仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、本感染症の影響が長期化した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 当社取締役及び当社執行役員に対する株式報酬制度 (BIP信託①)

当社は、2017年6月の定時株主総会決議に基づき、2017年8月より、当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び当社執行役員(以下「業務執行取締役等」という。)を対象に、信託を活用した業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入いたしました。

また、2020年11月10日の取締役会におきまして、監査等委員である取締役及び社外取締役(以下「非業務執行取締役」という。)を対象とした株式報酬制度を導入いたしました。

これは、非業務執行取締役においても中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益意識の共有を図る必要があり、非業務執行取締役にも本制度を適用することが相当と判断したためです。

① 制度の概要

本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下「BIP信託」という。) と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役位や経営計画等の目標達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭 (以下「当社株式等」という。) を業務執行取締役等ならびに非業務執行取締役に、原則として退任後に交付又は給付する制度であります。ただし、非業務執行取締役につきましては、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監視機能を担っていることに鑑み、交付する株式数は業績とは連動させず、固定的に付与するものとしたします。なお、後述のグループ子会社の取締役に對してもBIP信託の仕組みを採用した株式交付制度の導入を決議しておりますが、当社業務執行取締役等を対象とする制度はBIP信託①、グループ子会社の取締役を対象とする制度はBIP信託②として、それぞれ分けて管理します。

② 信託が保有する自己株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により、純資産の部に自己株式として計上しております。BIP信託①が保有する当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末1,030百万円、513千株であります。

(5) 当社グループ子会社の取締役、並びに当社及び当社グループ子会社の幹部社員に対する株式交付制度 (BIP信託②及びESOP信託)

当社は、2017年8月より、当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、当社グループ子会社の取締役、並びに当社及び当社グループ子会社の幹部社員 (以下「グループ経営幹部等」という。) を対象に、信託を活用して当社株式を交付する制度 (以下「本制度」という。) を導入いたしました。また、2020年11月10日の取締役会におきまして、中長期での企業価値のさらなる向上を目的として対象者の拡大を決議し、一部のグループ会社の取締役に對しては、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。

① 制度の概要

グループ経営幹部等のうち、当社グループ子会社の取締役を対象とした本制度は、(4)と同様にBIP信託と称される仕組みを採用しております。また、当社及び当社グループ子会社の幹部社員を対象とした制度は、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託 (以下

「ESOP信託」という。)と称される仕組みを採用しております。両制度とも、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)をグループ経営幹部等に対して、原則として退任・退職後に交付及び給付します。

② 信託が保有する自己株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末におけるBIP信託②が648百万円、338千株、ESOP信託が1,279百万円、649千株であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 13,261百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	236,704千株	－千株	－千株	236,704千株
合計	236,704千株	－千株	－千株	236,704千株
自己株式				
普通株式	5,656千株	1,012千株	80千株	6,588千株
合計	5,656千株	1,012千株	80千株	6,588千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加1,012千株は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による当社株式の追加取得による増加1,012千株であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少80千株は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による当社株式の処分又は交付による減少80千株であります。
3. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社の株式851千株及び株式付与ESOP信託株が保有する当社の株式649千株が含まれております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,474	15	2020年3月31日	2020年6月25日
2020年11月10日 取締役会	普通株式	3,011	13	2020年9月30日	2020年12月9日

(注) 1. 2020年6月24日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

2. 2020年11月10日取締役会決議に基づく「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、提案をしております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	3,011	利益剰余金	13	2021年3月31日	2021年6月23日

(注) 2021年6月22日定時株主総会決議予定に基づく「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金19百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び投資資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金を主に銀行借入及び社債発行等により調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債の使途は運転資金及び投資資金であります。このうち一部は、外貨建てであるため為替相場の変動リスク及び金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利通貨スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る将来の為替相場の変動リスク及び金利変動リスクを抑制する目的で金利通貨スワップを行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項、(4)会計方針に関する事項⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る為替相場の変動リスク及び金利変動リスクを抑制するために金利通貨スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、市況や発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引の目的、内容及び決裁基準等を定めた社内ルールに従い、所定の決裁担当者の承認を得て行っております。

iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注）2.参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	83,161	83,161	-
(2) 受取手形及び売掛金	133,047	133,047	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	7,326	7,326	-
資産計	223,535	223,535	-
(4) 短期借入金	603	603	-
(5) 未払金	73,592	73,592	-
(6) 未払法人税等	4,445	4,445	-
(7) 未払消費税等	17,161	17,161	-
(8) 社債（※1）	20,000	20,000	0
(9) 長期借入金（※2）	41,660	41,643	△17
負債計	157,464	157,447	△16

（※1）1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(4) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、及び(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

元利息の合計額を、新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 長期借入金

元金利の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額4,017百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 682円80銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 68円64銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。
- デリバティブの評価基準及び評価方法
- デリバティブ……………時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法を採用しております。
無形固定資産……………定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 株式給付引当金……………株式交付規程に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金……………株式交付規程に基づく当社取締役及び当社執行役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利通貨スワップについては一体処理(特例処理、振当処理)によっております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a. ヘッジ手段……………金利通貨スワップ
ヘッジ対象……………長期借入金
 - b. ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを低減することを目的として金利通貨スワップ取引を行っております。外貨建予定取引については、対象となる取引に関する外貨ベースでの予定取引額に対して為替予約を行っております。短期的な売買差益の獲得や、投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

借入金については、リスク管理方針に従って、金利通貨スワップを一体処理しているため有効性の評価を省略しております。外貨建予定取引の為替リスクヘッジについては、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.に係る子会社株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	計
子会社株式(PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.)	86,935

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社が保有するPERSOL Asia Pacific Pte. Ltd. は中間持株会社であり、同社株式の評価に当たっては傘下子会社の超過収益力を反映して実質価額を算定し、減損処理の要否を検

討しております。当株式の実質価額においては、Programmed社の占める割合が大きいため、Programmed社の超過収益力が大幅に減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4. 追加情報に関する注記

(1) 連結納税制度の導入に伴う会計処理

当社は、当事業年度の期首から連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(3) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症(以下、本感染症)の拡大により、グローバルな景気や企業の活動及び採用動向にも大きな影響が生じておりますが、当社グループに関しても、国内事業及び海外事業ともに、人材派遣事業、人材紹介事業を中心に影響を受けております。

本感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等におきましては、2022年3月期の一定期間にわたって当該影響が継続すると仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、本感染症の影響が長期化した場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 当社取締役及び当社執行役員に対する株式報酬制度(BIP信託①)

当社は、2017年6月の定時株主総会決議に基づき、2017年8月より、当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び当社執行役員(以下「業務執行取締役等」という。)を対象に、信託を活用した業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入いたしました。

また、2020年11月10日の取締役会におきまして、監査等委員である取締役及び社外取締役（以下「非業務執行取締役」という。）を対象とした株式報酬制度を導入いたしました。

これは、非業務執行取締役においても中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益意識の共有を図る必要があり、非業務執行取締役にも本制度を適用することが相当と判断したためです。

① 制度の概要

本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬

（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位や経営計画等の目標達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業務執行取締役等ならびに非業務執行取締役に、原則として退任後に交付又は給付する制度であります。ただし、非業務執行取締役に つきましては、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監視機能を担っていることに鑑み、交付する株式数は業績とは連動させず、固定的に付与するものといたします。なお、後述のグループ子会社の取締役に対してもBIP信託の仕組みを採用した株式交付制度の導入を決議しておりますが、当社業務執行取締役等を対象とする制度はBIP信託①、グループ子会社の取締役を対象とする制度はBIP信託②として、それぞれ分けて管理します。

② 信託が保有する自己株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。BIP信託①が保有する当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,030百万円、513千株であります。

(5) 当社グループ子会社の取締役、並びに当社及び当社グループ子会社の幹部社員に対する株式交付制度（BIP信託②及びESOP信託）

当社は、2017年8月より、当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、当社グループ子会社の取締役、並びに当社及び当社グループ子会社の幹部社員（以下「グループ経営幹部等」という。）を対象に、信託を活用して当社株式を交付する制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。また、2020年11月10日の取締役会におきまして、中長期での企業価値のさらなる向上を目的として対象者の拡大を決議し、一部のグループ会社の取締役に対しましては、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。

①制度の概要

グループ経営幹部等のうち、当社グループ子会社の取締役を対象とした本制度は、(4)と同様にBIP信託と称される仕組みを採用しております。また、当社及び当社グループ子会社の幹部社員を対象とした制度は、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託 (以下「ESOP信託」という。) と称される仕組みを採用しております。両制度とも、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭 (以下「当社株式等」という。) をグループ経営幹部等に対して、原則として退任・退職後に交付及び給付します。

②信託が保有する自己株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、BIP信託②が648百万円、338千株、ESOP信託が1,279百万円、649千株であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,430百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	23,201百万円
② 短期金銭債務	123,475百万円
③ 長期金銭債権	10百万円
④ 長期金銭債務	0百万円

(3) 債務保証

次の関係会社について、金融機関からの借入等に関し債務保証を行っております。

Programmed Maintenance Services Limited	2,868百万円
KELLY SERVICES (SINGAPORE) PTE, Ltd.	57百万円
P-SERV PTE, Ltd.	43百万円
Kelly Services Hong Kong Limited	68百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

営業収益

23,600百万円

営業費用

3,204百万円

営業取引以外の取引高

715百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	5,656	1,012	80	6,588
合計	5,656	1,012	80	6,588

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加1,012千株は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による当社株式の追加取得による増加1,012千株であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少80千株は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による当社株式の処分又は交付による減少80千株であります。
3. 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社の株式851千株及び株式付与ESOP信託が保有する当社の株式649千株が含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		(百万円)
未払事業税否認額		21
賞与引当金		124
貸倒引当金		672
株式給付引当金		124
未払費用否認額		80
関係会社株式評価損		114
資産除去債務		558
減損損失		28
前受収益		13
税務上の繰越欠損金		520
関係会社株式		678
その他		11
繰延税金資産	小計	2,949
評価性引当額		△2,726
繰延税金資産	合計	223
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△463
前払費用		△4
繰延税金負債	合計	△467
繰延税金負債の純額		△244

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子会社	パーソルテンプスタッフ(株)	所有 直接100%	役員の兼任 資金の借入 管理業務の受託	資金の借入 (注) 1	9,519	CMS預り金	20,087
				利息の支払 (注) 2	71	—	—
				管理業務の受託 (注) 3	4,688	売掛金	514
				連結納税に伴う 受取予定額 (注) 4	5,476	未収入金	5,476
子会社	パーソルキャリア(株)	所有 直接100%	役員の兼任 資金の借入 管理業務の受託	資金の返済 (注) 1	665	CMS預り金	36,585
				利息の支払 (注) 2	176	—	—
				管理業務の受託 (注) 3	3,428	売掛金	309
子会社	パーソルR&D(株)	所有 間接100%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	589	CMS預り金	6,431
				利息の支払 (注) 2	28	—	—
子会社	パーソルプロセス& テクノロジー(株)	所有 間接100%	資金の借入	資金の返済 (注) 1	96	CMS預り金	6,537
				利息の支払 (注) 2	31	—	—
				システム関連 業務の委託 (注) 5	1,298	未払金	332
子会社	パーソルテクノロジ スタッフ(株)	所有 間接100%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	2,149	CMS預り金	8,113
				利息の支払 (注) 2	31	—	—
子会社	パーソルパナソニック HRパートナーズ(株) (注) 11	所有 間接66.6%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	2,936	CMS預り金	13,394
				利息の支払 (注) 2	57	—	—

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期 末 残 高
子会社	パーソルパナソニック ファクトリー パートナーズ(株) (注) 12	所 有 間接100%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	1,886	CMS預り金	11,132
				利息の支払 (注) 2	50	—	—
子会社	パーソルマーケ ティング(株)	所 有 間接100%	資金の借入	資金の返済 (注) 1	582	CMS預り金	3,838
				利息の支払 (注) 2	19	—	—
子会社	パーソルA V C テクノロジー(株)	所 有 間接66.6%	資金の借入	資金の借入 (注) 1	402	CMS預り金	3,131
				利息の支払 (注) 2	16	—	—
子会社	(株)パーソル総合研 究所	所 有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	603	CMS預け金	2,966
				利息の受取 (注) 2	38	—	—
子会社	パーソルプロフェッ ショナルアウトソーシ ング(株)	所 有 直接100%	役員の兼任 株式交換	株 式 交 換 (注) 6	16,512	—	—
子会社	Programmed Maintenance Services Limited	所 有 間接100%	債務保証	債 務 保 証 (注) 7	2,868	—	—
				保証料の受取 (注) 8,9	29	未 収 入 金	13
子会社	PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.	所 有 直接100%	役員の兼任 現物出資	現 物 出 資 (注) 10	86,197	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付及び回収、借入及び返済の取引金額は当事業年度の純増減額を記載しております。

2. 約定金利は市場金利を勘案して決定しております。

3. 管理業務料の金額は、每期交渉等の上、決定しております。

取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

4. 連結納税に伴う受取予定額は、通常の税額計算により算定されたものであります。

5. システム関連業務委託料については、委託する内容に基づき、個別に契約を締結し決定しております。

取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

6. 株式交換は当社が有するパーソルプロセス&テクノロジー(株)とパーソルR & D(株)、パーソルテクノロジースタッフ(株)の全株式をパーソルプロフェッショナルアウトソ

- ーシング(株)に無対価株式交換したものであります。
7. 債務保証については、関係会社の金融機関からの借入等に関し保証を行っているものであり、担保提供は受けておりません。
 8. 保証料の受取については、市場金利をもとに協議の上決定しております。
 9. 上記金額のうち、取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には換算差損益が含まれております。
 10. 現物出資は当社が有するPERSOLKELLY PTE. Ltd.及びPERSOL AUSTRALIA HOLDINGS PTY. Ltd.の全株式をPERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.に現物出資したものであります。
 11. パーソルパナソニックHRパートナーズ(株)はパナソニック株式会社とのブランドライセンス契約の期間満了により、2021年4月1日よりパーソルエクセル HR パートナーズ(株)に社名を変更致しました。
 12. パーソルパナソニックファクトリーパートナーズ(株)はパナソニック株式会社とのブランドライセンス契約の期間満了により、2021年4月1日よりパーソルファクトリーパートナーズ(株)に社名を変更致しました。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 433円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 60円71銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。